

# システム利用規約

初版発行 : 2015 年 2 月 18 日

株式会社ソルジア・テクノロジー

システム利用規約

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（本利用規約について）

- （1）本システム利用規約（以下「本規約」と言う）は、株式会社ソルジア・テクノロジー（以下「当社」と言う）が提供するソルジア・スーパービジョン（以下「本システム」と言う）の利用条件を定めるものです。お客様は、本規約に従って本システムを利用するものとします。
- （2）当社は当社の裁量により、本規約をいつでも任意の理由で変更する事ができるものとします。
- （3）変更後の本規約は、当社が別途定める場合を除いて、本システム上に表示した時点より効力を生じるものとします。
- （4）お客様が、本規約の変更の効力が生じた後に本システムを利用する場合には、変更後の本規約の全ての記載内容に同意したものとみなされます。
- （5）本規約が新たに制定、変更等される場合には、制定、変更等以前にお客様の情報についてもこれが適用されます。

### 第 2 条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用致します。

- （1）「お客様」とは、当社の本規約に同意され、本システムのご利用を申し込まれた方をいい、法人の場合はその法人および担当者の方を指します。
- （2）「料金等」とは、本システムの提供に関する料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額を指します。

### 第 3 条（本システムの利用方法）

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用致します。

- （1）お客様は、原則自らのために本システムを利用するものとし、当社の事前の承諾なくして、自己の子会社、親会社もしくは関連会社その他自己以外のために本システムを利用することはできないものとします。
- （2）お客様は、当社の事前の承諾なくして、本システムの画面操作・データ閲覧・運用管理その他一切の作業を第三者に委託することができず、委託をする場合も本契約と同等の義務を当該第三者に負わせるものとします。

## 第 2 章 システムの提供・保守・変更・サポート

### 第 4 条（提供区域）

本システムの提供区域は、本システムを利用するための当社端末機器において指定される通信事業者（株式会社 NTT ドコモ）のシステム提供区域とします。

### 第 5 条（営業時間）

本システムを利用できる時間は、1 日 24 時間、1 週 7 日とします。ただし第 25 条に基づき利用の制限を受ける場合を除きます。

### 第 6 条（保守作業等による本システム運営の一時的な停止）

- （1）当社は、次の各号に該当する場合にはお客様への事前の通知や承諾なしに、本システムの一時的な運営の停止を行うことがあり、お客様は、これを予め承諾します。

- ① 本システムにかかわるクラウドサーバーの保守または本システムの仕様変更もしくは本システムの瑕疵の修補等を行う場合。

② 天災地変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、または法令等の改正・成立により本システムの運営が困難または不可能になった場合。

③ その他当社がやむを得ない事由により本システムの運営上一時的な停止が必要と判断した場合。

(2) 前項に定める本システムの一時的な運営の停止により、利本システム上への情報反映の遅れやお客様への情報提供の遅れが生じた場合でも、当社は、何らの責任も負わないものとします。

## 第 7 条 (本システムの仕様変更等)

お客様は、当社のシステム環境の変化または多数のお客様からの要請等により、お客様への事前の通知なく企業管理画面その他本システムの仕様を変更する場合がありますことを承諾します。

## 第 3 章 契約の成立等

### 第 8 条 (本システム利用契約)

お客様は、本システム利用申込に際し、本規約に同意の上、当社所定の書式により申込を行うものと致します。

### 第 9 条 (申込の承諾)

(1) 本システム利用に関する契約は、前条に定める申込に対し当社がこれを審査の上、承諾した場合に成立致します。

(2) 当社は、次の各号の場合には、契約の申込を承諾しない場合があります。

① 契約申込時に事実と異なる内容を通知した事が判明した場合。

② その他契約の申込を承諾する事が、技術上または当社の業務の遂行上、著しい支障があると当社が判断した場合。

### 第 10 条 (契約事項の変更等)

(1) お客様は、その氏名、住所、連絡先、料金の支払方法等、当社に届出た内容に変更があった場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

(2) 本システムの利用者を変更する場合は第 23 条第 3 項に従って頂きます。

## 第 4 章 ID およびパスワードの発行

### 第 11 条 (ID およびパスワード)

(1) 当社は、契約成立後、お客様に対し、お客様専用 ID およびパスワード等の登録情報を記載した書面を発行致します。

(2) お客様は第 23 条第 3 項に規定される場合を除き、ID およびパスワードを、第三者に使用させ、または売買、譲渡もしくは貸与してはならないものと致します。

(3) ID およびパスワードの管理および使用はお客様の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。なお、お客様が他人の不正使用を防止する為に、当社の求める手続きに従って当社に通知をした場合には当社は当該 ID の利用を停止するものとします。

## 第 5 章 お客様の責務等

### 第 12 条（端末等）

- （1）お客様は、自己の費用と責任でインターネット端末を用意し、本システムを利用するものとします。
- （2）お客様は、本システムの提供に支障を与えないために、当該製品を正常に稼動するように維持するものとします。

### 第 13 条（情報の管理）

お客様は、本システムを利用して受信し、または送信する情報については、自己の費用と責任で本システム用設備の故障等による消失を防止するための措置をとるものとします。

### 第 14 条（情報の使用）

本システムに関し、当社が知り得たすべての情報につき、当社は次の各号に定める目的のために使用する事が出来るものとします。ただし、当社が第 30 条（機密保持および個人情報の保護）の規定を遵守する事を条件とします。

- ① システム内容や新たなシステム内容を検討するための分析・解析。
- ② 本システム提供に際し障害が生じた際の対応の他、上記に付帯する事項および当社が必要であると判断した事項。
- ③ 当社は原則として当該情報の受領後 1 年間に限り保有するものとします。ただし 1 年が経過した後も、当社の使用目的や本システム内容との関係で継続して保有する必要がある場合は継続保有できるものとします。

### 第 15 条（他ネット接続）

- （1）本システムの取扱いに関しては、国内外の技術輸出に関する諸法令、国内外の電気通信事業者が定める契約約款等により制限される場合があります。
- （2）お客様が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、お客様は、経由する全ての国の法令等、通信事業者の約款等および関連するすべてのネットワークの規則に従うものとします。

### 第 16 条（お客様の義務）

お客様は、本システムの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一、本システムの利用に関連し、第三者に対して損害を与えた場合において、当社に対して当該第三者から、何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、お客様は自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

## 第 6 章 利用料金及び支払方法

### 第 17 条（本システムの契約単位）

- （1）本システムの契約は対象商品（1システム）毎に 1 年単位（最低 2 年継続）の契約とします。
- （2）本システムの利用にあたって、お客様には、当該契約商品出荷日を含む、向こう 1 年間分の料金等を指定された期日までにお支払いして頂きます。

## 第 18 条（本システムの種類と料金）

（１）お客様は本システムを契約するにあたり、当社へ事前に見積依頼書を送付し、その記載内容により、当社が本システムの内容と提供価格を決定するものとします。

（２）本システムの提供価格にはインシャルコストとランニングコストが存在し、各コストの定義は以下となります。

- ① インシャルコストとは本システムを導入するにあたり、必要な機器の購入費用
- ② ランニングコストとは本システムを利用するにあたり、必要な回線利用料、システム利用料等

## 第 19 条（料金等の支払方法）

（１）当社はおお客様に対して、インシャルコスト、ランニングコストおよび消費税等を導入した翌月の 15 日までにまとめて請求し、お客様は当該金額を当社が別途指定する銀行口座に請求月の末日までに振込むものとします。ただし、当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日を振込み日とします。なお、振込手数料はおお客様の負担とさせていただきます。

（２）インシャルコスト、ランニングコストなどは当社がおお客様もしくはお客様指定の工事業者等に引渡しをした時点をもって発生するものとします。

## 第 20 条（システム利用料金の計算単位）

（１）本システムのご契約は、契約成立日から 1 年単位（最低 2 年継続）となります。

（２）本システムの料金等は、当該商品出荷日から発生するものとします。

（３）契約解除日以降に契約期間が残っている場合でも、前条に基づく前払金のご返金は一切致しかねます。

## 第 21 条（消費税等相当額の計算）

当社は、料金・消費税等相当額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てます。

## 第 22 条（延滞利息）

お客様は、本システムの料金（延滞利息を除きます）について、支払期日を経過してもなお当社に対して支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について、年 14.6%の割合で計算した延滞利息を、当社が指定する期日までにお支払い頂きます。

## 第 23 条（契約の更新・変更）

（１）本システムの契約期間は当該商品出荷日から 1 年間とします。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までにお客様からの解約申出がない限り、自動的に同条件にて 1 年間継続更新されるものとします。

（２）過去に契約解除された本システムの再開通（再契約）については、以下の手順で再開通の手続きを承ります。

- ① 過去に本システムを契約解除された場合で、再開通（再契約）を希望される場合には、当該製品を当社工場に送って頂き、当社にて調査させて頂き、使用可能と判断された場合は、当社より株式会社 NTT ドコモに対し通信再開を依頼致します。株式会社 NTT ドコモにおいて当該製品内蔵の「通信モジュール」での再開通が可能であると判定された場合には、当社にて再開通の設定作業を行います。

② 再開通には、再開通手数料と本システムご利用料金 1 年分の合計が必要となりますので、別途ご案内する期日までにお支払い頂くものとします。

③ 再開通まで、通常で約 1 ヶ月程度の期間が必要になりますので、予めご承知おき下さい。

(3) 使用者登録の変更については、以下の取り扱いとさせていただきます。

① 使用者登録の変更は、契約期間の途中であっても、現在の使用者と新しい使用者の両者が、次号以下に定めた内容に同意される場合に限り、使用者登録の変更に対応させていただきます。

② 当社は、新しい使用者より「ご請求先変更申込書（ソルジア・スーパービジョン）」をご提出頂き、かつ、変更手数料と、新規ご利用料金 1 年分の合計金額をお支払い頂きます。

③ 当該製品に契約残存期間がある場合でも、新しく登録になる次の使用者は、登録変更予定日を含む向こう 1 年間のご利用料金を当社指定の期日までにお支払い頂きます。

## 第 7 章 責任

### 第 24 条（責任と損害賠償）

(1) インターネット及びコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準、およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当社が提供する本システムについて瑕疵のない事を保証することができないことについて、お客様は予め了承するものとします。

(2) 本システムを提供すべき場合において、当社の重過失により本システムが全く利用できない状態（本システムの利用に関して著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）にある事を当社が知った時刻から起算して 96 時間以上その状態が継続したときに限り、当社は当該お客様の損害賠償請求に応じます。

(3) 前項の場合における損害賠償の範囲は、お客様に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月までに当社がお客様より受領すべき利用料金に相当する金額（この場合、1 年分の前払金を日割りで計算します）と、これに対応する消費税等相当額を加算した金額の範囲を超えないものとします。

(4) お客様が損害賠償請求を行える事となった日から 1 年を経過する日までに賠償請求をしなかった場合は、請求を行う権利を失うものとします。

(5) 当社は以下の各号の損害について賠償の責任を負わないものとします。

① 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力に起因する損害。

② お客様の設備障害または本システム用設備までのインターネット接続システムの不具合等の接続環境による障害。

③ 本システム用設備からの応答時間等インターネット接続システムの性能に起因する損害。

④ コンピューターウイルスの侵入やウイルス対策ソフトによるクラウドサーバーへの障害による損害。

⑤ 本システム用設備等への防御し得ない第三者による不正アクセスや通信経路上での傍受妨害等に起因する損害。

⑥ 指定された手順・セキュリティ設定手順等をお客様等が遵守しない事に起因して発生した損害。

- ⑦ 当社サーバーに関わる設備の内、パソコンなどのハードウェアや OS などのソフトウェアに起因して発生した損害。
- ⑧ お客様の不十分な情報管理により漏えいしたお客様ご自身の情報に起因して発生した損害。
- ⑨ 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害。
- ⑩ 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押さえ・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分に起因する損害。
- ⑪ お客様が本システムを利用する事によりお客様と第三者との間で生じた紛争等に起因する損害。
- ⑫ その他、当社サーバーの責に帰すべからざる事由に起因する損害。

## 第 8 章 システムの利用停止等

### 第 25 条（システムの利用停止）

（1）当社は本システムの利用中止・停止について、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、本システムの一部または全部の中止または一時停止をする事があります。

- ① 当社の本システム用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- ② 電気通信事業者が電気通信システムを中止あるいは一時停止した場合
- ③ 当社は、本規定により本システムの利用を中止する時は、予め、その旨をお客様に通知致します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（2）お客様が以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は何らの責任も負う事なく、お客様の本システム利用の停止措置を取らせて頂く場合があります。

- ① ご契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- ② お支払期日を経過しても、なお装置本体および本システム料のお支払いがない場合
- ③ お客様が法人の場合で、以下に該当する時
  - ・差し押さえ、強制執行等の処分を受けた時
  - ・手形・小切手が不渡りになった時
  - ・破産・民事再生・会社更生等の申し立てが成された時
  - ・解散もしくは事業が廃止になった時
- ④ お客様が国内法および本規約上の重大な義務に違反した時またはその恐れがある場合

（3）当社が前項の規定により本システムの利用停止をする時は、予めその理由と利用停止をする日および期間または停止を解除する条件をお客様に通知致します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（4）お客様が複数の本システム契約を締結されている場合において、当該契約の内のいずれかひとつについて、本規約により本システムの利用を停止された場合には、当社は、お客様が締結されているその他全ての契約において、本システムの提供を停止する事ができるものとします。

(5) 本条に基づき本システムまたは ID の利用が当社により停止された場合といえども、第 26 条または第 27 条に基づく契約の解除がなされるまでの間は、別段の定めがある場合を除き、お客様はシステム利用料金等の支払義務を免れないものとします。

## 第 9 章 契約の解除・解約

### 第 26 条 (合意解約)

(1) お客様が契約の解約を希望する場合は、当社所定の書式方法により、その旨を当社に通知して頂き、当社からの解約承諾通知をもって合意解約が成立するものとします。ただし、ご解約の時点で契約期間が残っていても、本システムの契約単位を 1 年間とさせて頂いてる為、途中解約に伴う本システム料金の「ご利用可能残日数分」のご返金は致しかねます。

また、途中解約には解約手数料が発生する場合はございますので、予めご了承ください。

なお、契約を解約されますとクラウドサーバーに保存された全データが自動的に抹消されます。

(2) 前項の場合において、その利用中に係るお客様の一切の債務は、契約の解約があった後においても、その債務が履行されるまで消滅しません。

### 第 27 条 (当社が行う契約の解除)

(1) 当社は、第 25 条の規定により本システム、または ID の利用停止を受けたお客様が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合は当社所定の方法によって通知する事で、その契約を解除する事ができるものとします。

(2) 当社はお客様が第 25 条第 2 項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合には、本システムの利用停止を行わず、直ちに契約を解除する事ができるものとします。

## 第 10 章 一般条項

### 第 28 条 (本システムの変更、追加または廃止)

(1) 当社は、本システムの一部をいつでも変更追加または廃止する事ができるものとします。この場合、第 6 条または第 7 条の規定を準用するものとします。

(2) 当社は、前項による本システムの一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

### 第 29 条 (著作権、知的所有権その他の財産権)

(1) 規約に別段の定めのない限り、本システムを通じ当社が提供する情報に関する著作権、知的所有権その他の財産権は、当社または当該情報の提供元に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本システムの著作権、知的所有権その他の財産権は、当社に帰属するものとします。

(2) お客様は、本システムを利用する事により得られる一切の情報を当社の事前の承諾なしに転載し、複製し、出版し、放送し、公衆送信する等、その方法を問わず、自ら行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。



### 第 30 条（秘密保持および個人情報の保護）

（１）当社は、機密情報を本システムの提供のために必要な範囲に限り、自己の役員、従業員、関連会社、下請等の委託先、アドバイザー、コンサルタント、弁護士もしくは税理士等に開示できるものとし、それ以外の第三者に対しては、お客様の事前の書面による承諾なく、開示および漏洩せず、かつ、本システムを提供する以外の目的で利用しません。

（２）当社は、業務上必要な範囲内でのみ委託先に機密情報および個人情報を取り扱う業務の全部または一部を委託することができるものとし、その場合、本条における当社の義務と同等の義務を当該委託先にも負わせるものとします。なお、当該委託先の本契約違反は当社の違反とみなされ、当社はその違反に関して最終の責任を負うものとします。

（３）お客様は、当社から要求があった場合、直ちにすべての機密情報および個人情報を当社に返却、または情報漏洩に十分に配慮した方法で廃棄します。なお、本システムが終了した場合も同様とします。

（４）本条の規定は、本契約の有効期間終了後も継続するものとします。

### 第 31 条（システム利用者の登録変更）

お客様は、本システムを使用する権利を譲渡しようとする場合は、第 23 条第 3 項の規定に従って手続きを行い、当社の承認を得た場合限り、これを認めるものとします。

### 第 32 条（通知）

（１）当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、お客様に随時必要な事項を通知するものとします。

（２）当社からお客様への通知は、前項に基づきその内容が本システム用の設備に入力された日に効力を生じるものとします。

### 第 33 条（準拠法と管轄裁判所）

（１）本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

（２）お客様と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

初版発行：2015 年 02 月 18 日

株式会社ソルジア・テクノロジー